

サービス内容・特徴

◆介護電話相談 介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

- 特徴**
- ①ご相談には介護の専門資格者が対応
ケアマネジャー(介護支援専門員)や社会福祉士の資格を持つ相談員が介護に関するさまざまなご相談にお応えします。また、相談員は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどでの高齢者介護の実務経験を活かして、具体的にお応えします。
 - ②迅速な情報提供
最寄りの地域相談窓口や在宅サービス事業者の情報、有料老人ホームの情報をご提供します。

内容 (電話による無料相談)

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

○利用対象者 組合員とその被扶養者 ○利用時間1回20分程度 ○相談回数制限なし

◆女性医師電話相談 女性医師による女性疾患電話相談を中心とした女性向けサービスを提供いたします。

- 特徴** ・予約制電話相談(予約時は看護師、相談時は女性医師および看護師)

内容 (電話による無料相談)

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

○利用対象者 女性の組合員とその被扶養者 ○利用時間 1回20分程度

◆Web相談(こころの相談) 電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

- 特徴** 臨床心理士が、3営業日以内を目処に個別に回答。

内容 24時間365日いつでも相談可能

○利用対象者 組合員とその被扶養者 ○相談回数制限なし

◆電話・面談メンタルヘルス相談 「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

- 特徴**
- ①カウンセリングはすべて臨床心理士が対応
 - ②組合員の被扶養者もご利用可能

内容 (電話による無料相談)

電話相談:月～土曜日10:00～22:00(祝日・年末年始を除く)

○利用対象者 組合員とその被扶養者
○利用時間 1回20分程度
○相談回数制限なし

(面談によるカウンセリング。1人年間5回まで無料。)

面談予約:月～土曜日10:00～20:00(祝日・年末年始を除く)

→面談は全国主要都市のカウンセリングルームにて行います。
○利用対象者 組合員とその被扶養者
○利用時間 1回50分程度

◆教職員電話健康相談24 健康に関する悩みや相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

- 特徴**
- ①一般的な健康相談は予約なしで24時間365日いつでも相談可能
 - ②専門医相談(予約制)
専門的な健康相談や治療方法に対してドクターによる予約電話相談を実施。ご相談内容に最適な診療科の専門医が直接対応。
 - ③小児救急相談
妊娠中から学齢期の子育ての疑問や不安に対する相談や24時間いつでも小児科医が対応する「小児救急相談」を用意。
 - ④医療機関案内
専門病院や女性医師のいる病院、夜間救急受診、相談者のご希望にあった病院情報を提供。

内容 (電話による無料相談)

24時間365日 いつでも相談可能

○利用対象者 組合員とその被扶養者 ○利用時間1回20分程度 ○相談回数制限なし

※ただし、専門医相談は上記相談時間内で受付を行い、相談可能な時間をお知らせします。

※「教職員電話健康相談24」「介護電話相談」「電話・面談メンタルヘルス相談」は、明治安田生命保険相互会社が提供するサービスです。これらのサービスは、それぞれ、「MYヘルスケア相談サービス利用者規約」に定める「24時間健康・医療相談サービス」「介護相談サービス」「メンタルヘルス相談サービス」のことを指します。本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

サービス利用にあたっては、公立学校共済組合のホームページ掲載の「MYヘルスケア相談サービス利用者規約」を必ずご一読ください。また、お電話いただいた際は、同規約に同意いただいているものとさせていただきます。

※「女性医師電話相談」「Web相談」は、公立学校共済組合が提供するサービスです。明治安田生命保険相互会社は、一切のトラブル等について何らの責任を負わないものといたします。

<ご遺族が利用できる相談サービス(MY生活応援ネット)>

◆24時間健康・医療相談・メンタルヘルス相談

- 特徴** **内容** ご遺族は組合員と同様に教職員電話健康相談24ならびに電話・面談メンタルヘルス相談が利用できます。

◆FP相談

- 特徴** 相続やライフプランについてFP技能士、CFP資格取得者がご遺族の疑問や相談に対応。

内容 電話相談:月～金曜日 10:00～18:00

(祝日・年末年始を除く)
○相談回数制限なし

面談相談:月～金曜日 10:00～18:00

(祝日・年末年始を除く)
○相談料 初回 時間に関係なく 8,000円
2回目以降 1時間あたり 8,000円

※上記サービスは死亡保険金・高度障害保険金の支払日から3年間利用できます。保険金の送金通知書発送後ご利用案内を別途送付します。※高度障害保険金をお受け取りの際には上記に加え、「障がい相談」がご利用いただけます。本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。